

2026年(令和8年)3月10日

## 【自治労明石市水道労働組合への回答】

### 2026春闘ブロック統一要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

#### 1 賃金・労働条件の改善に努めること。

職員の給与や休暇等の勤務条件は、地方公営企業法に定められた「均衡の原則」等に基づく、適正なものでなければなりません。

特に、給与制度については、これまでも、全庁的な取組として、人事院勧告制度を尊重することを基本として、適正化はもとより、改善も図ってきたところであり、引き続き、国や県、他都市の動向を踏まえ、適切に対応していく考えです。

なお、協議すべき事項については、協議していく考えです。

#### 2 業務量の増加に対応するため職員を増員すること。

本市上下水道局を取り巻く経営環境は厳しく、水道事業では、令和2年度に17年ぶりに営業損失が発生し、令和8年度当初予算では、令和5年度から4年連続で赤字予算を編成するほか、下水道事業では人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や維持管理コストの更なる上昇などにより、今後、より厳しい経営状況に陥るものと見込んでいます。

こうした状況の中、引き続き民間委託の推進や、暫定再任用職員等の活用により総人件費を抑制していかなければなりません。一方で、利用者に安全・安心な水を安定して提供し続けるとともに、インフラ整備により

市民の安全安心な暮らしを確保するため、必要な職場においては、職員数の確保を図る必要があると考えています。

水道事業と下水道事業の組織統合により、業務の一元化や連携強化を進め、限られた人員の中ではありますが、引き続き、所属長はもとより、貴労働組合の意見も聞きながら、業務実態等を十分に踏まえ、適切な職員配置に努めていく考えです。

### 3 長時間労働是正の観点から、労働時間を適切に管理するとともに、時間外勤務の縮減を図ること。

(1) 年間の時間外勤務が360時間を超える職員が出ないように、具合的な措置を講じること。

(2) 年休取得5日未満の解消に向けた具体的な措置を講じること。

時間外勤務については、労働基準法36条の規定（36協定）等に基づき、職員の健康の保持・増進や仕事と家庭の両立を推進するとともに、より一層の事務の効率化及び人件費の抑制を図るため、縮減に向けた取組を進めています。

具体的には、局内応援の積極的な活用をはじめ、毎週水曜日の全庁一斉定時退庁日の実施、職員配置の最適化や既存事業の見直しなど、市長部局等と調整を図りながら対策を講じているところです。

年次有給休暇の取得促進については、年度当初に各所属長に対して、全ての職員が確実に年5日以上取得できるよう通知するとともに、職員の年次有給休暇取得状況の確認を各所属長が毎月行っているところであり、今年度についても上下水道局の全職員が年休を5日以上取得できる見込みです。

来年度についても、取得促進の取組を着実に進めていく考えです。

### 4 地方自治法及び地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員の処遇改善を図るとともに、雇用の安定に努め、正規職員が行うべき業務に従事している場合は、正規職員の配置に改めること。

会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員の勤務条件は、採用事由、期間、形態、及び業務内容等から定めているところです。

雇用期限については、公募試験を経て、継続した雇用ができるよう改善を図ってきたところです。

給与等の処遇については、会計年度任用職員について、令和2年度の制

度導入時に、退職手当の支給や、毎年昇給の実施などを行ったほか、昨年度から、正規職員と同様に、期末勤勉手当を支給しているところです。

また、会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員の給与改定については、従来、翌年4月に行っていましたが、昨年度より、適用時期を正規職員に準じた取扱いとするなど、近隣他都市との均衡も考慮しながら改善してきたところです。

さらに、昇給制度については、本年度から、上限年数を設けていたものを撤廃し、65歳到達年度まで昇給するよう制度を見直しました。

今後も、同職員の給与改定については、全庁的な取組として、人事院勧告の内容を踏まえながら、財源の問題や、近隣他都市との均衡、本市における採用試験の応募状況等を考慮しながら、協議すべき事項については、協議していく考えです。

## 5 定年の引上げに合わせて再任用職員の処遇を、さらに改善すること。

再任用制度については、国公準拠が基本であり、給与水準についても、国家公務員と均衡のとれた水準とすべきであると考えています。

そのうえで、再任用職員2級に適用している給料月額については、昨年1月から、フルタイム勤務の場合、1月あたり5,000円（従前分と合わせると10,000円）を加算する措置を、本市における人事院勧告を踏まえた給与改定と合わせて実施しているところです。

また、再任用職員の給与水準については、今後も、財源の問題や、近隣他都市との均衡も考慮しながら、引き続き、検討していく考えです。